

湯河原町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(保育年限等) 第2条 幼稚園に保育する園児は、<u>満4歳</u>から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。 2 幼稚園の保育年限は、次のとおりとする。 (1) <u>満5歳以上の幼児</u>については1年 (2) <u>満4歳以上満5歳未満の幼児</u>については2年 (振替保育) 第6条 (略) (1) (略) (2) <u>湯河原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>の承認を受けた場合	(保育年限等) 第2条 幼稚園に保育する園児は、<u>満3歳</u>から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。 2 幼稚園の保育年限は、<u>湯河原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が入園を許可した日から小学校就学の始期に達するまでとする。 (振替保育) 第6条 (略) (1) (略) (2) <u>教育委員会</u>の承認を受けた場合 附 則 この規則は、令和9年4月1日から施行する。	